

令和元年度3月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和2年 3月23日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 13名（欠席3名）

1 山根 悦文	2 佐々木 昭三	3 丸原 博幸	4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 日野 武信	7 和田 保人	
9 日高 甚蔵		11 服部 文明	12 森脇 正己
13 上田 義憲	14 野田 敏博	15 野堀 邦弘	

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 邑南町農用地利用集積計画について（
- ・ 議案第5号 邑南町農用地利用集積計画について（中間管理機構の取得）
- ・ 議案第6号 邑南農業振興地域整備計画の変更について
- ・ 報告第1号 農地法第3条3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 農業委員会に関する不祥事について
- (2) その他

会議の概要

議長	これより第 12 回 邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ)
事務局	それでは議事録署名委員さんですが、5 番の日野委員さん、6 番の宮本委員さんをお願い致します。欠席は 3 名ですか。日和の和田委員さん、布施の小笠原三津夫委員さん、北村さんが欠席のようですね。以上 3 人の欠席ということに。 それでは議題に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。 失礼致します。まず初めに大変申し訳ございません、議案の方の差し替えの方をお願いをしたいと思います。枚数で言いますと 5 枚ほど、差し替え分を付けさせていただいております。変更の理由につきましては 013-31 のところの筆の方が 1 筆ほど減らしておりますので、そちらの方を変更しましたのでそれに伴いまして差し替えの方をさしていただいておりますと、もう 1 つは、一番最後につきましては担当者の方の間違いがございましたのでそちらの方を差し替えをさしていただいておりますのでございます。よろしくお願いを致します。 それでは入らせていただきたいと思います。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今日は 7 件です。 申請番号 013-31、農地の所在は上田所××、登記地目田、面積 633 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 1485 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 473 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 664 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 91 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 314 m²、同じく上田所××、登記地目畑、面積 127 m²、同じく上田所××、登記地目畑、面積 17 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 266 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 1141 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 777 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 1198 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 1162 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 888 m²、同じく上田所××、登記地目田、面積 719 m²、3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして申請番号 013-32、農地の所在は中野××、登記地目田、面積 2088 m²、同じく中野××、登記地目畑、面積 28 m²、同じく中野××、登記地目畑、面積 72 m²、同じく中野××、登記地目田、面積 911 m²、同じく中野××、登記地目田、面積 1274 m²、3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして申請番号 013-33、農地の所在は井原××、登記地目田、面積 1049 m²、3 条無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は□□□□です。 続きまして申請番号 013-34、農地の所在は井原××、登記地目田、面積 861 m²、3 条無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は■ ■ ■ ■ です。 続きまして申請番号 013-35、農地の所在は中野××、登記地目田、面積 2677 m²、同じく中野××、登記地目田、面積 277 m²、同じく中野××、登記地目田、面積 1817 m²です。3 条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は◎

	◎◎◎です。 続きまして申請番号 013-36、農地の所在は中野、地番は××、登記地目田、面積 1015 m²、3 条無償の所有権移転です。譲渡人は▼▼▼▼、譲受人は◎◎◎◎です。 続きまして申請番号 013-37、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 1211 m²、3 条無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。 以上 7 件です。
議長	はい、ありがとうございます。31 番の案件は私の担当ですので職務代理に代わって進めます。 ～議長交代～
代理	そうしましたら、農地法 3 条の所有権移転ということで、013-31 番について会長、説明の方よろしくをお願いします。
1 番	まず場所ですが、地図を見ていただくと分かると思うんですが、上田所の郵便局がありますがそれから右、こちらから行きますと右の下の方の道路の辺になります。多少田んぼが少しありますけども、家の方もちょうどその辺になっております。先程小笠原さんと 2 人で出向きまして、お話をお聞きしました。〇〇〇〇さんと●●さんは親子の関係になります。でまあいろいろありまして生前贈与をしたいということでございました。まだ〇〇さんも元気なんですが、いずれ私も駄目になるだろうからということで息子さんにお譲りしたいということでございました。でお話を聞きましてチェックシートを見ましたが、特別問題があることはありませんでしたので。どうかよろしくお願い致します。
代理 推 5 番 代理	はい、ありがとうございます。小笠原委員さん、いかがでございましょう。 よろしくお願いを致します。 はい、ありがとうございます。そうしましたら皆さんの方で、委員さんの皆さんの方で何か質問、ご意見等ございましたら随時よろしくお願いを致します。
1 番	〇〇さんって何才くらいの方なんですか。
推 5 番	〇〇さんは 80 過ぎくらいだと思います。
1 番	84 才。
代理	私より小笠原さんの方がよう知っとる。
推 5 番	●●さんは。
10 番	55 くらい。55 だそうです。 先程会長が説明した、生前贈与というお話がございました。生前贈与してもらうのは、私も父が亡くなった時にも全部の農地やら山林を生前贈与受けたんですが、これ贈与する面積と譲り渡し人の〇〇〇〇さん、お父さんの方の経営面積、自作面積の合計がこれ合わんのですね。いうことはやっぱり生前贈与せずに一部を残す、贈与しない部分があるという風に判断せざるを得んのんですが、その点はそういう風に判断してもよろしいですか。大体が生前贈与される場合はすべての農地という形で生前贈与するというのが普通のやり方だと思うんですが。その点は分かりますか、教えていただきたいと思います。
代理	事務局の方から。

事務局	はい、失礼致します。一部農地の分につきまして、庭の部分等が見受けられるということで1筆分ほど取り下げをされたということで、その部分の面積が今回は載っていない状態という風になっております。
10 番	贈与の面積の方が多くて、逆にお父さんの自作の面積が 10169 m ² 、それから譲り渡す面積、息子さんが譲り受けられる面積が 10186 m ² で、お父さんは自作としてされとる面積よりは譲り受ける方の面積が多いという不思議な現象があるんですよね。
事務局	古川さん、差し替えの方をご覧いただければと思います。
1 番	私も後から聞いたんですが、事務局の方から1筆ほど転用じゃないかという地番がありまして、その分だけ省いて今回提出しております。でその分で多少数字が合わんかなという気がしておりますが、それは転用申請で後々処理せんとまずいんで、今回の申請の方には載ってないということです。以上です。
代理	ありがとうございました。
事務局	事務局の方で、15 筆になっておりますが、1 筆記入漏れ。
事務局	大変すいません、差し替えをしておきながら。すいません計の方が 15 となっております。すいません畑の方が、すいません1筆となっておりますが2筆ですので、大変申し訳ございません、こちらの方2筆としていただければと思います。
代理	他に何かございませんでしょうか。ありませんでしょうか。 (意見、質問なし)
事務局	そうしましたらないようですので採決の方に入りたいと思います。013-31 の案件につきまして賛成のようでしたら挙手の方を求めます。 (全員挙手)
事務局	はい、全員賛成ということで許可相当とみなすことにします。 ～議長交代～
議長	はい、ありがとうございました。続きまして 32 番に参ります。日野委員さん、お願い致します。
5 番	それでは申請番号 013-32 番についてご説明を致します。まず地図を見ていただきますと、場所でございますが中野地区の、左の図面の右に町立くるみ学園、町立くるみ邑美園という、四葉の里、障害者施設の建物がありまして、ちょうどその真下に当たります。前の道路には####の事務所、####の石見給油所がありまして、その反対側に当たります。譲り渡し人の△△さんのお家はちょっと左の図面見ていただきますと**という建物があるかと思いますが、それが△△さんの実家の家でございます。この**も愛香園という障害者の施設がありますが、そこで約2年くらい前まで障害者の生徒が生活しておりましたけども、ちょっと家の方の雨漏り等が発生してしまして、ここはもう2年余りその後利用されていないということをお聞きしています。今回申請されております農地の有償移転でございますが、△△△△さんは現在広島佐伯区××でお住まいでございます。年齢は 70 才。そして新たに受け人の▲▲▲▲さんは現在邑南町矢上の××の借家で生活をされております。4年前に広島から奥さんと一緒にこちらの方に I ターンされて、現在は千代田の××のレストランで働いておられると聞きまし

	た。それで今回△△さんの方から農地を取得されて、宅地も一緒にという計画だそうです。その農地は今までは矢上の◎◎◎◎さんが約 15 年前からずっと耕作をされておりました。そして今回、△△さんの方から▲▲さんの方へ話がございまして、まあ宅地の話は進んでおるわけですが、農地の方を△△さんと◎◎◎◎さんの了解を経て▲▲さんが有償で購入されるということになっております。▲▲さんは飲食店に勤めてる関係上この△△さんの宅地と家を購入されて、ゆくゆくは古民家レストランを経営していきたいという風な希望をもっておられます。そして▲▲さんの方は経営面積が 0 ということになっております。また農作業の経験も 3 年ばかりあるとお聞きしておりまして、今現在も農機具、トラクター、あるいはコンバイン、田植え機等もまだございませんが、今まで◎◎◎◎さんが約 15 年間△△さんの田んぼを耕作されておりまして、私も日曜日◎◎さんとお話をして、▲▲さんが△△さんから有償で農地を購入されましたが◎◎さんも日曜日土曜日を利用して一緒に指導しながらこれからやっていくというようなことをお話をされておりますので、どうか皆さんこの今の案件につきましてはよろしく願いをしたいと思っております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。意見、質問等ありましたらお願いを致します。失礼しました、上田委員さん何か。
推 13 番 事務局	一緒に現地見に行ったりお話を聞きましたが問題ないと思っております。 会長すいません。1 点修正を。大変すいません、中野××というのが連番であり、同じ数字が並んでおります。上の段の××の×を削除していただければと思います。上の方は××のみでございます。大変申し訳ございません。それと、はい大変すいません。こちら併せて畑の方が 2 筆ということで修正の方をお願いしたいと思います。
議長	意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。32 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 33 番にまいります。宮本委員さん、お願い致します。
6 番	それでは 013-33 番の説明を致します。地図をちょっと見てもらって、場所につきましては井原の仏一原というところで、学校があるんですがあそこから下りたところ。まあ具体的な位置としてはあそこに町水の貯水槽がある、その付近かと思ってもらえればよろしいかと思います。それで譲り渡し人の◇◇さんについては、これはここの集落の◆◆さんという方のお婿さんですね。それで今堺市の方に住まれとって、もうこっちの方で田んぼやなんかする気はないよと、誰か受けてくれる人がおったら引き続きやってもらおうということで。前からこの□□□□さんは稲の方を 4、5 年作られております。そして□□さんも自分とこの田んぼも持たれて。実際この方、役場の最後++ですかね、までされた方で、今辞められて農業の方に力を入れられておるようで。今から広げて、あそこの集落の田

議長 6 番	んぼを守っていかうかという格好で進められております。以上ですがよろしくお願い致します。 宮本さん、34 番も一緒にお願いします。 これも同じ譲り渡し人の方で、今の地図見てもえれば、道路上から下りてすぐの右側ですか、細長い田んぼになります。これも譲り渡し人は同じ人で、受け人が■■■■さんということで、この方も森林組合辞められて今はバスの運転手やらされております。それで同じ集落の方の田んぼなんで、荒らすのも大変だということで、一人で2枚取るのは大変なんでこの■■さんと□□さんと分けてですね、1枚ずつを譲り受けることにしたそうです。この件に関しても21日にですね、野田さんと一緒に現地確認と、■■さんとも話をしております。チェックシートも確認しましたが特に問題はありませんでした。審議の方よろしくお願い致します。
議長 推14番 議長 11 番 6 番	はい、ありがとうございました。野田委員さん、何かありますか。 特に問題ないと思います。 はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。 今までは誰はが作りよりんさったんですか。 5年くらい前までは親戚筋の◆◆さんという方が作られとったんですが、高齢になられてもうわしもようやらんので作ってくれんかということで、5年くらいは□□さんが分けてからですね、作られております。
議長	その他ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。まず33番から参ります。33番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして34番参ります。34番に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして35番にまいります。日野委員さん、お願い致します。
5 番	番号 013-35 でございますが、まず場所から言いますと、地図を見ていただきますと中野の、左の地図を見ますと茅場川というのがあります。その地図の茅場川の左側に石見中学校というような位置に当たるかと思います。そして左の地図ですけども、ちょうど私の家が、左の地図の一番下の左側が私の家に当たります。そして私の家の正面がこの現地になります。さる3月21日に上田委員さんと現地を確認させていただきました。譲り渡し人の▽▽▽▽さんは今現在一人でお家で生活をされております。奥さんは今、広島で老人ホームの方で入居されております。譲り受け人の◎◎◎◎さんも、もう▽▽さんの田んぼの耕作を12～3年やっておられたと思います。今回▽▽さんから所有権を有償で◎◎さんの方に譲られるということで今回この案件が出されております。先日上田推進委員さんと現地確認を致しましたが、問題ないかと思いますのでひとつよろしくお願いを致します。

議長 推13番 議長	す。以上です。 はい、ありがとうございます。上田委員さん、何かありますでしょうか。 問題ありません。 はい。意見質問等ありましたらお願い致します。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。35番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして36番にまいります。日野委員さん、お願い致します。
5番	それでは36番についてご説明を致します。先程の35番の場所をご説明をしましたので、ちょうどその上に▼▼▼▼さんの田があります。そしてその▼▼▼▼さんのこの田んぼに来るのに、上からかなり、500メートルくらい離れとったんですけど、今までもずっと◎◎さんに耕作をされておりまして、今回無償で◎◎さんの方へお譲りをしたいということで今回申請をされました。これも3月の21日に上田推進委員さんと共に現地確認をして、3人で農地確認をしました。チェックシートに従って確認をしました。別に問題ないかと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。
議長 推13番 議長 5番	はい、ありがとうございます。上田委員さん。 問題ありません。 はい。意見質問等ありましたらお願い致します。 すいません、右側の地図を見ていただきますと番号、右側の図面の××、××、そして▼▼さんの番号があります、そして下に下がって××、××、××、××、この田んぼ全部現在◎◎◎◎さんが耕作をされておりますので付け加えておきたいと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。意見質問等ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。36番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)
5番	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして37番にまいります。日野委員さん、またよろしくお願い致します。 それでは申請番号 013-37 についてご説明を致します。左の地図を見ていただきますと、左の地図の右側からずっと道路が上がっております。この道路は 261 号線、井原のガソリンスタンドがありますが、それから矢上方面に向かって約 150 メートルくらい行ったところから右に行きますとこの道路で、ずっと中野地区へ行く道路となっております。そしてこの道路の両側には今花木団地でヒノキ苗を植え付けたりとか、また桜の木がずっと植えてありまして、今からの桜シーズンには大変綺麗な道路になるかと思います。それでこの案件でございますが、譲り渡し人の☆☆さんですが現在名古屋にお住まいです。そして受け人の★★★★さ

	積 1261 m²、同じく岩屋××、登記地目田、面積 1622 m²、同じく岩屋××、登記地目田、面積 1374 m²、同じく岩屋××、登記地目田、面積 711 m²、同じく岩屋××、登記地目田、面積 1202 m²、申請人は、上 3 つにつきましては相続人代表 ○○○○、続きまして 3 筆につきましては●●●●、残り 1 筆につきましては相続人代表◎◎◎◎です。転用目的は圃場は狭く湿田で水田としての利用が不便なため近隣工事の残土処理として嵩上げを行い畑として管理する、です。所要面積は土地造成 7749 m²です。転用理由は残土処理及び嵩上げ工です。この土地は第 2 種農地です。農振地域内です。法第 4 条第 6 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。一時転用の案件でございます。 以上 1 件です。
議長 9 番	はい、ありがとうございます。沖田委員さん、お願い致します。 では 014-10 の、4 条の案件についてご説明します。場所は瑞穂地域の出羽地区の岩屋集落というところになります。この地図で場所がちょっと分かりにくいんであれなんです、出羽から広島県の吉田に向いて県道の 6 号が、通称神楽街道といいますがそれが走っています。その岩屋集落、岩屋集会所がありますがそれから志都岩屋神社の方へ 5～600 メートル入ったところに今回の案件の場所があります。それで今回、これかなりの面積なんです、これは昨日推進委員の和田さんと現地確認並びに聞き取りを行っております。この現地なんです、ここ法人の****というのがあるんですが、今までは法人の方が耕作されておりました。ここに出ております相続人代表の○○○○さん、これが****の代表の方です。それでここに申請事由が書いてありますが、ここがちょっとどちらかというと谷間になりまして作物の出来が悪いということで、今回瑞穂の岩屋から羽須美の雪田へ抜ける美穂農道というのがあるんですが、そのちょうど町村境が災害で土砂崩れがありまして、地質の調査をされたところかなりの残土が出るということで、6000 m³、大型の十輪のダンプで約 600 台から 700 台くらいの残土が出るということで、その残土処理の説明会を今岩屋の方でされまして、この法人の方でその残土を引き受けようということで、今回この申請の周辺の修理とあわせて○○さんの方から出されました。それで申請人の○○○○さん、それから●●●●さんは親子です。それからもう一方◎◎◎◎さん、この方は岩屋出身の方ですが今は広島の方におられます。それで自宅の方は誰もおられませんで空き家になっておりますんで、すべてを○○さんの方に任せられてこの度の申請に同意をされました。で、これ田から畑への転用なんで、農地から農地へですんでこの申請が必要かと思いましたが、先程事務局の方が言われましたように一時転用に当たりますんでこの度はこの申請を出されました。工期はこの 3 月から約半年と聞いております。それで 9 月くらいにはまた畑に戻されて法人の方で大豆、それから蕎麦を作られるそうです。そういうことですのでどうかよろしくお願い致します。
議長 推 7 番 議長	はい、ありがとうございました。和田委員さん。 はい、問題ないです。 はい、意見質問等ありましたらお願い致します。

10 番	最近変わったんならちょっとよく分かんんですが、私も 30 年ばかり土木の現場を担当しとったんですが、残土処理として一時転用する場合にはこの残土処理をする業者が一時転用の申請をするというのが私が土木の畑におった時には当たり前だったんですけど。これは土地の管理者みたいな方が申請人になってますが、そこらは変わったんですか、事務局。
事務局	失礼致します。今回の件につきましては業者側からというよりは地元の方がそこに土を入れて欲しいという要望からということで判断をさしていただいて、個人の申請での判断ということで4条という風にさしていただいております。
10 番	残力的な運用という解釈でよろしいですね。
事務局	はい。
10 番	原則は、例えば私が住んだる浜井場班というところで、県工事で田んぼをこれと同じように埋め立てて残土処理してそれから農地にして返したんですけど、圃場整備して返したんですけど、この時には一時転用の申請は地元の建設業者が出してますんでね、それでどうかと思ったんですが。まあ残力的に言われるよいうならそれで結構です。ありがとうございました。
議長	その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし)
	はい、ないようですので採決に入ります。申請番号 014-10 に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)
	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
	続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、今月は2件です。 申請番号 015-23、農地の所在は鱒淵××、農地の登記地目畑、面積は 161 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は進入路及び駐車場で、申請事由は寺の本堂に入る進入路がないため設置したい、また駐車場がないため駐車場を設置したい、です。所要面積は土地造成 161 m²、駐車場整備 6 台分です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。追認の案件ですので顛末書が添付をされております。 続きまして申請番号 015-24、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積は 1073 m²、同じく矢上××、登記地目田、面積は 1289 m²、同じく矢上××、登記地目田、面積は 1499 m²、賃貸借契約です。譲渡人は相続人代表□□□□、譲受人は■ ■ ■ ■です。転用目的は残土処理で、申請事由は公共工事等の残土処理場として利用し、利用後は農地として整地した後返還する、です。所要面積は土地造成 3861 m²、残土処理量約 4300 m³です。この土地は第1種農地です。農用地区域内です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。一時転用の案件となっております。

議長	以上2件です。 はい、ありがとうございました。それでは23番からまいります。これ私の案件ですので変わって進行したいと思います。 ～議長交代～
代理	そうしましたら農地法第5条の案件の、015-23について会長の方、説明をよろしくお願い致します。
1番	場所的にはですね、鱒渕の県道をずっと行ったところにあるお寺でございます。▲▲▲▲さんといいまして。由緒あるお寺だそうでございます。昨日ですか、日野委員さんと一緒に参りまして、説明を受けております。もうずいぶん前だそうでございますが、▲▲▲▲さんの庫裏とか本堂をやり替える際に進入路がないんで、この場所を使わせてもらったと。で、それきりになってずっと現在まで来ておるということでございました。まだ砂利道でございましたが進入路としてずっと車が通っておりました。私どもが10分くらい話をしとったんですが、その間に2台くらいは通って入りよりました。いうことで、まあ顛末書の案件ですんでその当時に遡ってその当時に悪意があったかなかったかということ来判断せいいいことですが、ちょっと事例が古くなって分かりませんがその当時としては問題は、表に出ずに今まで来たんかなという風に思っています。場所的には別に問題はないという風に思っております。以上でございます。
代理	はい、ありがとうございました。そうしましたら日野推進委員さん、いかがでございましょう。
推6番	問題ないと思います。よろしくお願いします。
代理	はい、ありがとうございました。そうしましたら皆さんの方で何かご質問、ご意見ございましたら随時お願いを申し上げます。いかがでございましょうか。 (意見、質問なし) そうしましたらないようですので、採決の方に入りたいと思います。015-23の案件につきまして、賛成のようでしたら挙手の方よろしくお願い申し上げます。 (全員挙手) はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに致します。ありがとうございます。 ～議長交代～
議長	はい、ありがとうございました。続きまして24番にまいります。植田委員さん、お願い致します。
2番	015-24についてご説明させていただきます。地図を見ていただいても非常に場所は分かりにくいと思います。この場所につきましては石見中央線の####からいこいの村が見える方向に向かってどんどんどん進んでいって、約いこいの村の真下というのは大げさですがその方になりまして。この今の5条の24番の道路沿いを右に進んでいくと矢上地区の須摩谷班の++++といいまして酪農をされておる施設でございますがそこに向かう、いつもは集乳車が通る道路になっております。それでここはもう既に猪等の出るところでございまして、耕作についてはされておられません。自己保全の関係で草刈りのみを、以前は耕作され

	ておりましたがここ近年自己保全で草刈りのみの場所となっております。今後もどのようになるかちょっと不明なところはございますが、今回の件で残土処理場ということで、今この田んぼにつきましても非常に水が湧いてやおいやおい田んぼになっておりますので、残土が入ってそれをひっくり返していただければ農地としてはいい条件に変わるのかなと感じますけども、猪がどうなるかについては今後の問題としてなるんじゃないかと思われます。森脇推進委員さんと一緒に歩きましたが、現状を復帰していただくということでございましたので申請通り許可の方をよろしくお願い申し上げます。
議長 推12番	はい、ありがとうございます。森脇さん。 委員さんの言われた通りで、かえってええ方向に向くんじゃないかと思いたすのでよろしくお願いします。
議長 10番	意見質問等ありましたらお願い致します。 さっきの4条の10の案件なんですけど、これと今の5条24の案件なんですけどね、これは中身はほとんど一緒なんですよね。公共工事で発生した残土を田んぼに埋めるよ、それで一時転用してくださいということなんですけどね。それでこの5条の方の申請見るとこれ賃貸借契約になってまして、譲り受けるのが、譲り受けるいうか期間中、残土処理する期間中の残土処理場の埋め立てをするというのは管理人もそうですけど■■■■になっとるんですよね。それで先程の4条にしてもこれもやっぱり同じように公共工事で発生した残土を同じ土木業者が搬入して残土処理場の工事をしてそれで農地にして返すという申請になると思うんですよ。これ事務局に問うんですが何をもって4条と5条と、内容的にはほぼ一緒なんですけど、何をもって4条と5条に振り分けたのかってことについて、ちょっと説明をいただきたいと思いたす。
事務局	失礼します。4条につきましては地元、土地所有者の方からの申請につきまして4条の申請として受け付けております。5条につきましては土木業者の方の残土処理工ということで提案、提出があった、申請人の方が土木業者さん、土地所有者さんと違う方が出されたということで5条の申請と判断をしております。
議長	4条については自分で申請しとりんさるんで自分でやるということで、5条については相手がおりんさるんで5条の申請になっとるということでしょう。
9番	その他ございますでしょうか。 私の先程の案件は工期が大体半年、6か月でおおよそ終わってまた農地に戻されるということでございましたが、先程の5条の案件は工期は大体どのくらいの見当でしょうか。
2番	失礼しました。契約は3年でございます。
9番	3年でこれ一気に3枚を申請を出すというのはどがあなもんですか。1枚の田なら分かるけど3筆あるんで。
事務局	失礼します。基本的には一体として3枚管理をされるということで、状況に応じては一気に3年間の許可ということで短くなる可能性もあると思われます。最長が3年間ということでございます。
議長	はい、その他ございませんでしょうか。

10 番 事務局 10 番 事務局 10 番	(意見、質問なし) それでは採決に入ります。大石さん、退席をお願いします。 それでは 24 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます (全員挙手) はい、全員賛成、よって許可相当と認めることに決定致します。 それでは議案第 4 号、邑南町農用地利用集積計画について、これは読み上げをしませんのでみなさんでご覧になって意見質問等ありましたらお願いを致します。 (意見、質問なし) はい、よろしいでしょうか。採決に入りたいと思います。関係者おられましたら退席をお願いします。 それでは議案第 4 号、邑南町農用地利用集積計画について、賛成する方の挙手をお願い致します。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第 5 号、邑南町農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。これも読み上げはしませんので皆さんでご覧になって、意見ありましたらお願い致します。 採決終わった後に申し訳ないんですが、今の前の議案なんですが 01-82 番ですね、これね譲渡人の▽▽▽▽さんって方はね、この方ねもう亡くなっとるんですよ、日貫の。相続人ってなっとるんですけど、この▼▼さんって方が▽▽▽▽さんの義理のお姉さんには確かになるんですが。 失礼します。備考欄をご覧いただければと思います。新規設定のその後に相続人の方のお名前を記載をしております。こちらの方が相続人ということで申請をされたお名前を記載しておりますので、こちらの方で申請を受けた風にさせていただいております。 ▽▽さんという方は亡くなってはおるけども、この土地の所有権者の名前が▽▽▽▽さんになっとなって、相続権者の▼▼▼▼さんに相続がされてないから亡くなった方の名前で。 申請人ということで備考欄の方に記載をさせていただいております。 分かりました。 よろしいでしょうか。議案第 5 号、皆さんご覧になって質問等ありましたらお願い致します。はい、ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) それでは採決に入りますが、関係する方の退席を求めます。 それでは議案第 5 号、邑南町農用地利用集積計画、賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 ここで休憩に入りたいと思います。55 分から再開致します。
--	--

議長 事務局	～休憩～ それでは議案第 6 号、邑南農業振興地域整備計画の変更について。事務局より お願い致します。 はい、失礼致します。南町農業振興地域整備計画の変更についてということで 調書の方付けさせていただいています。説明をさせていただきます。 整理番号 1、除外になります。土地の場所につきまして邑南町阿須那××の一 部、用途区分田、面積 477 m²の内 10 m²、土地所有者◎◎◎◎、事業計画者同じ く◎◎◎◎、除外する理由、墓地です。転用の確実性ということで許可条項につ いては法第 4 条第 6 項、農地区分は第 2 種農地です。 続きまして整理番号 2、土地の所在は邑南町上田所××、同じく邑南町上田所 ××、用途区分田、面積 1354 m²と 1142 m²です。土地所有者は○○○○、事業計 画者は●●●●です。除外する理由は養殖用施設です。則第 35 条第 3 号の情報 を適用しております。農地区分は第 1 種です。 整理番号 3、土地の所在は邑南町布施××の一部、用途区分は畑、面積 116 m² の内 25 m²、土地所有者△△△△、事業計画者は▲▲▲▲です。除外する理由は 防火水槽です。法第 5 条第 2 項を適用しております。第 2 種農地です。 続きまして整理番号 4、邑南町戸河内××、用地区分田、面積 348 m²、土地所 有者□□□□、事業計画者□□□□、除外する理由は個人住宅です。則第 33 条 第 4 号を適用しております。第 1 種農地です。 整理区分 5 番、邑南町淀原××です。用地区分は田、面積 1127 m²です。土地 所有者は▽▽▽▽です。事業計画者は▼▼▼▼です。除外する理由として太陽光 発電施設です。法第 5 条第 2 項を適用しております。第 2 種農地です。 整理番号 6、土地の所在は邑南町矢上××の一部、面積 1016 m²の内 548 m²で す。土地所有者は■ ■ ■ ■、事業計画者は■ ■ ■ ■、除外する理由は個人住宅で す。則第 33 条第 4 号が適用としております。第 1 種農地です。 整理番号 7 番、土地の所在は邑南町高見××の一部です。用地区分田、面積 1359 m²の内 400 m²です。土地所有者は◇◇◇◇、事業計画者は◆◆◆◆、除外する理 由は個人住宅です。則第 33 条第 4 号を適用しております。第 1 種農地です。 整理番号 8、土地所在は邑南町市木××、用地区分は田、面積は 16 m²、同じ く邑南町市木××、用途区分田、面積 11 m²です。土地所有者は☆☆☆☆、事業 計画者は★★★★です。除外する理由は墓地、参道です。法第 5 条第 2 項を適用 しております。第 2 種農地です。 整理番号 9 番、土地の所在は邑南町矢上××、用地区分は田、面積は 266 m²で す。土地所有者は○○○○、事業計画者は●●●●です。除外する理由は食肉加 工施設です。法第 5 条第 2 項を適用しております。第 2 種農地です。 続きまして整理番号 10、土地の所在は邑南町矢上××の一部です。用地区分は 田、面積 291 m²です。土地所有者は△△△△、事業計画者は▲▲▲▲です。 除外する理由は進入路及び駐車場です。則第 33 条第 3 号を適用しております。
----------------------	--

	第1種農地です。 整理番号 11 番、土地の所在は邑南町阿須那××、用途区分は畑、面積は 193 m²、同じく邑南町阿須那××、用途区分畑、面積 9.63 m²土地所有者は◎◎◎◎、事業計画者も◎◎◎◎です。除外する理由は納屋及び墓地です。法第4条第6項を適用しております。第2種農地です。 続きまして整理番号 12、土地の所在は邑南町山田××、用地区分は田、面積 116 m²、土地所有者は□□□□、事業計画者は■ ■ ■ ■、除外する理由は駐車場です。則第33条第3号を適用しております。第1種農地です。 続きまして整理番号 13、土地の所在は邑南町井原××、用地区分田、面積 521 m²、同じく邑南町井原××、用途区分田、面積 149 m²、土地の所有者は▽▽▽▽、事業計画者は▼▼▼▼、除外する理由は個人住宅、法第5条第2項を適用しております。第2種農地です。 続きまして整理番号 14、土地の所在は邑南町中野××、用地区分畑、面積 615 m²、土地所有者は++++、****、####、事業計画者は★★★★です。除外する理由は宅地拡張です。則第35条第5号を適用しております。第1種農地です。 続きまして整理番号 15、土地の所在は邑南町矢上××の一部、用地区分田、面積 1527 m²の内 360 m²、土地所有者☆☆☆☆、事業計画者◇◇◇◇、除外する理由個人住宅、則第33条第4号を適用しております。第1種農地です。 整理番号 16、邑南町矢上××の一部、用地区分田、面積 1527 m²の内 1167 m²、同じく邑南町矢上××、用途区分田、面積 551 m²、土地所有者★★★★、事業計画者◆◆◆◆、除外する理由資材置き場、則第33条第4号を適用しております。第1種農地です。 以上 16 件です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは整理番号1番からまいります。細貝委員さん、お願い致します。
3 番	では除外の A-1、邑南町阿須那の、これ阿須那といいますけど宇都井と阿須那の境のところにありまして。場所は江の川沿いの引城というところから、地図で見ていただきますと上のひらの方が江の川になります、ここからもっと入っていった一番最初の家がこの◎◎さんというお宅です。そこの今印がしてあるところは畑で、この白く塗ってないあれがありますがあこはハウスで、田んぼにハウスを建てておられます。そこの一部を今◎◎さんのところに墓地がないってということで、新たにそこに墓地を作りたいということで除外申請が出ておりますのでよろしくお願いを致します。
議長	はい、ありがとうございました。山根委員さん。
推 1 番	ありません。
議長	はい、分かりました。意見質問等ありましたらお願いを致します。ございませんでしょうか。
	(意見、質問なし)
	ないようですので採決に入ります。整理番号1番につきまして、賛成する方の

	挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして2番は私の案件ですので変わってやりたいと思います。 ～議長交代～
代理	そうしましたら整理番号2番、田中会長の案件でございますので説明の方よろしくお願い致します。
1 番	はい、地図からいきましょうか。国道261号を広島方面に走っていると、上田所に入りますと交流センターがございます。それから少し広島寄りに行きますと、図面でいうと丸い輪が6個ほど書いてありますけど、これがキャビアを取るための水槽でございます。現在ここで飼われております。今回この場所に同じ施設を作りたいということで申請が出ております。現在ここ以外にですね、二、三か所ほど違う場所で飼っておられます。今下対ですとか旅迫ですとか、馬野原のプールで泳いでいます。いうのをだんだん一か所に集めたいという思いがありまして、今回の申請が出ております。ちょっと軌道に乗ってきたんであちこちで飼うのをこっちへ持って帰りたいと、餌をやったりするのに毎日毎日大変なんで一か所に集めたいということで今回申請が出ています。従業員が一人付いてやっておりますし、商売が軌道に乗ってええことじゃないかという風に思っております。どうかよろしくお願い致します。
代理	はい、ありがとうございます。そうしましたら小笠原推進委員さん、どうでしょうか。
推5番	よろしくお願いを致します。
代理	ありがとうございます。そうしましたら説明をいただきましたので、皆さんの方で何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
11 番	この件は後譲渡はあるんですかね。所有権の移動は。
1 番	この田んぼはですね、推進委員の**さんの方で耕作をされておまして、もう1年ほど作られて耕作を辞めるということでございました。以上です。
11 番	所有権の移動はない。農地の所有権の。
1 番	それはあります。それは後で出てくると思います。なぜここがいいかということになった発端についても、他はですね、どうもおじいさん、その前の代の名前になっておまして契約するにしてもすごい複雑なんで、〇〇さんのところは本人さんが持つというということでございます。以上です。
代理	はい、ありがとうございます。他になにかございますでしょうか。ありませんでしょうか。 (意見、質問なし) それじゃあないようでございますので採決の方入りたいと思います。整理番号2番の案件につきまして、賛成でしたら挙手の方お願い申し上げます。 (全員挙手) はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに決定致します。ありがとうございます。

8 番	～議長交代～ はい、ありがとうございました。それでは3番に参ります。玄羽委員さん、お願い致します。 それでは整理番号3番について説明をさせていただきます。3月19日にですね、別件でありましたけど▲▲に電話をしまして、事業計画者の総務課の方から一応の説明を受けました。で3月の21日に推進委員の小笠原さんと現地の確認を行い、いろいろ話も伺いました。場所はですね、ちょっと地図を見ていただきますと布施公民館というのが左端にございますがその先の交差点の隣に申請地はございまして。地図の今の公民館の近くにですね布施地区民プールというプールがありますが。これがプール廃止されますまでですね夏の間は子供たちがプールを出入りをして、その他防災の水槽としての役割を果たしておったんですが、だんだん子供も減ってですね、プールが廃止という風なことになります、そうすると防火水槽としての役割も出来なくなるということになります、布施集落としてこの近くに防火水槽の場所を探しておられたということでございまして。それで今回の申請地については何件か申請場所があったのですが、非常に問題とならない、防火水槽を設置しましても近隣の農業関係等々にですね、支障が出ないという場所で今回の申請地を決められたということでございまして。土地の所有者は△△さんと言われます。現在大阪に在住されておりました84才ということでございまして。この方と交渉しておられました##さんからの提供がございまして、既に所有者の△△さんも承知をされて既に手続きも済んでいるということでございますので直接△△さんとはお話をしておりません。それで防火水槽の設置ということでございますので、一日も早い設置が望まれますのでどうぞよろしくお願いを致します。
議長	はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。はい、ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。整理番号3につきまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
3 番	続きまして4番にまいります。細貝委員さん、お願い致します。 整理番号4番の案件でございます。今月の20日に山根推進委員さんと一緒に現地を伺いまして、□□□□さんと直接会いましてお話を伺いました。地図を見ていただきますと、今現在地斜線引いてあります左上のところに□□□□さんの家があります。その下のところに田んぼがあって、ここの一部を今回宅地にするということでございます。これは個人住宅ということですが、□□□□さんの娘さんが今広島の方に結婚されておられるんですが、こちらに帰って、家族一緒に帰ってきて住んでこちらで勤めたいということで今回住宅を建てるということになったということでございますのでよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。山根委員さん。

推1番 議長	ありません。よろしくお願いします。 意見質問等ありましたらお願いを致します。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。整理番号4につきまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして5番にまいります。沖田委員さん、お願い致します。
9番	では5番の除外申請について説明致します。この案件は22日に、他の案件があったんですがその時に推進委員さんの和田さんと一緒に回らしてもらったんですが、ここの案件は当事者さんが22日がちょっと難しいということで21日に現地に立ち会っていただきまして聞き取りを私がやっております。で、現地確認は22日に推進委員の和田さんと一緒にさせてもらっています。地図で見いただきますと瑞穂地域の出羽と田所のちょうど中間地点に元気館がありますが、それから淀原から出羽に向けて、淀原の瑞穂中学校から出羽に向けて道路が走っていますが、その道路へ上がるちょうど四差路のところの土地になります。それで土地の所有者さんはもちろんこちらの方なんですけど、事業計画者の方がこちらの方でない、今日一枚紙で皆さんのところにお配りし致しましたが、▼▼▼▼さん、この方のプロフィールがここに載っておりますのでご確認ください。この土地は▽▽さんがもう、土地の管理はされていますが作物等は10年以上作っておられませんが、草刈り等で管理をしておられました。今回この▼▼さんが太陽光発電設備をやりたいということで▽▽さんの方に話を持ち掛けられまして。土地造成は一切ないそうですので、土砂の流出等はないと思います。それで▼▼さんとは直接私は会っていませんので、この仲介役に同じく淀原の++さん、この方が太陽光をかなり広範囲でやられとる方なんですけど、これが仲介役で入っておられましたのでその方に立ち会っていただきまして、この▼▼さんのプロフィールを戴いたり話をさせていただきました。それでまあ除外申請がこの度出ておりますので、どうかよろしくお願い致します。それと事務局の方にひとつ聞いてみたいんですが、今回の議案書を送ってきていただいたんですが、その中にチェックシートが、この除外申請の分についてもチェックシートを、4条5条のチェックシートが入ったんですけど、これまあ一応本人さんにはお聞きしたんですけど、この度これが果たして必要かどうか思いまして。以上です。
事務局	失礼を致します。全く必要ない訳ではなくてですね、除外申請についても転用が将来行われるという条件が関わってきます。その部分での参考といいますか、資料のひとつということで付けさしていただいております。
9番	本人さんにはそのことも話はさしてもらったんですけど、多分これ、この案件は5条に今度なるんだと思うんですが、その時にまた同じチェックシートの内容をまたお聞きするようになりますがということは一言伝えといたんですけど、今回これを見て参考のために一応は本人さんにも話をさしてもらって、まあ正式には今度5条申請が出てからということになりますよね。

事務局 9 番 事務局	はい、そのように考えていただければと思います。 それじゃあこれ参考資料として。 そうですね。全くそれで転用の見込みがないということであれば、除外申請自体も駄目になるという風に判断出来ますので、その段階でチェックをしていただいて許可に相当しないものであれば除外の方の申請については許可出来ないのかなという風には思っております。
9 番	このチェックシートの内容で、ひとつでもこれに合わないところがあると。分かりました。
議長 推 7 番	はい、和田委員さん。何かございますか。 別になんていんですが、今の太陽光なんかは光の反射があつたりしますよね。その時の建物との距離とかいうような決まりというのはないんですか。家の近くに太陽光やるというような、そういうものはあるもんかないもんか。
事務局	失礼します。距離的な許可の判断については、私の方で知る限りではないのかなという風には思っております。ただ近くにある分についてはやはり、それについては同意を取ってくださいというような話はしておりますので、どうしてもそれによって生じる影響等々がないようにということでは許可事業者の方にはお知らせするというのをさせていただいております。
議長 11 番	意見質問等ありましたらお願い致します。 この申請に関して、▽▽さんと▼▼さんとは関係はない訳ですね。▼▼さんが太陽光発電をするメリットって何かあるんですか。
9 番	先程言いましたように▼▼さんとは私直接会って話をしていませんので。先程言いました淀原におられる++さんという、太陽光をかなり広範囲でやられとる方がこの▼▼さんと▽▽さんの仲介役でこの度入っておられまして、立ち合いの時にも来ていただきましたし。それで▼▼さんがこの場所でやられるというのは、▼▼さんもいろいろ土地をかなり探されとったらしくて、今の++さんが太陽光を周りでかなりやられとるんで、ここの土地がもう長年何も作ってないんで、この土地が譲ってもらえたら、そこでやったらどうですかいうことで持ち掛けられたらしいです、メーカーの方と一緒に。で、++さんが言われるには▼▼さん、病院の方、医者さんの方やられとるんでまあいろいろ、税金対策といいますかいうことで、++さんの方は言われています。で、今回その土地は▽▽さんから▼▼さんに譲られるのではなくて賃貸、貸してあげるいう形をとりたいということでは言われておりました。ちょっと▼▼さんと直接会ってないもんで経緯しか分かりませんけど。それと先程推進委員の和田さんが言われました周りへの影響ですけど、この地図で見て××のところに一軒※※さんという方が家を建てておられます。その方はちょうど、和田推進委員さんと現地確認の時にちょうどおられましたので、その方には了解をいただきました。それからこの地図で見て、家の名前は出てないんですけど右の隣斜めに建物のような四角い家がありますけど、そこはちょっと距離的にありましたんでここの了解は得ておりません。その距離のことを今推進委員の和田さんは言われたんじゃないか思います。ただここまでの範囲を同意を得ないといけないかというのはちょっと判断し辛いので、そ

議長	こらがもし基準があるようでしたら戴けたらと思います。 その他質問がありますでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。5番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして6番にまいります。植田委員さん、お願い致します。
2 番	整理番号6番の案件についてご説明させていただきます。場所は地図によってなかなか分かりにくいところですが、申請地の上側の道路は邑南北線という道路になりまして、この道路を左側に行きますと日和道路、日和トンネルの下を潜る道路になります。右側は先では火葬場に繋がる道となります。この所自体は私分らないんですが、もし住所が森脇谷のようでしたら推進委員さんが違うのかな思いましたが、指示されましたんで森脇推進委員さんと3月21日に現地調査等々さしていただきました。実際のところこの道路の真ん中どころ上側に本人さんの住宅が、大きな住宅がございます。ですがここは非常に山が近くて後ろから山水がどんどん出るということで、湿気が多くてとても今現在住める状態じゃないいうことで今中野の借家住宅に住んでおられます。子供さんも二人おいでになります。それで実際のところこの建物が大きいもので、なかなかそれを増改築してそこにまた改めて住むということは、希望としてここの生まれた家の近くに住みたいということの希望はございまして、ここへ住むのは経費的にも非常にかかるかと計算上思われまして、自分の今耕作中の田んぼの半分ほどに住宅を建てて生活したいというような経緯がございました。経費的にも夫婦、子供二人の住宅ということになると増改築よりは非常にいいんじゃないかなと私は感じまして、申請通り受付をさしていただきました。よろしくお願い致します。
議長 推12番	はい、ありがとうございます。森脇委員さん。 ここはね、多分服部さんの場所じゃないかと思います。森脇谷です。ただ僕が委員さん付いて確認をしてきました。
議長 推12番	一緒に見られたなら森脇さんで。 委員さんの言われる通りで確かに山に近いところで、ここに建てるいうことは無理だと思います。このあれでいいんじゃないかと思いますが。お願い致します。
議長 推11番 議長	服部さんは何か。 いや、ありません。 それでは意見質問等ありましたらお願いを致します。 (意見、質問なし)
	ないようですので採決に入ります。整理番号6番の件につきまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして7番にまいります。椿委員さん、お願い致します。

11 番
議長
8 番

これはね、私の担当地区ではありませんので。玄羽さんの担当地区です。
なら玄羽さん。

それでは私の方から。整理番号 7 番の案件について説明を致します。場所はですね、地図を見ていただきますと地図の上側が荻原集落で、下が高見の集落ということでございます。ほぼ中間地点に申請地がございますが、県道 31 号線仁摩邑南線の道路脇が申請地となっております。この申請地の右側の方に◇◇と書いた家がありますがこれが土地所有者の◇◇さんでありまして、そのまた右上に◆◆と書いてありますがこれが事業計画者の◆◆さんの実家ということでございまして。事業計画者の◆◆さんの方が詳しいということでございましたので 3 月の 20 日に◆◆さんのお父様の方と、それと土地所有者の◇◇さんとにですね、推進委員の日高さんと現地確認とお話を伺いました。それで◆◆さんの話によりますと、ご子息の方が現在町内の住宅に住んでおられますけども、子供さんの関係もあって大変手狭になったということで。当初は◆◆さんの家の前にですね、建設をしようと測量までされたそうでありますけれども、県道沿いという話があってそこに決められたということでございました。それで、これ◇◇さん、◆◆さんと私と推進委員の日高さんとですね、この議案書の図面につきましてですね、ちょっとこれ問題があるという風に関係しとる者皆考えていると。というのがですね、この地図を見ていただきますと◇◇さんの家から下ですね、これが県道沿いに田んぼが 2 枚になつとるんですけども、これ現地を確認しますとしっかりした田んぼが 4 枚あります。で、その◇◇さんの話、◆◆さんのお話にしてもこれ一番道路脇の 4 枚のうち 1 枚に住宅を建てると、こういう話になっているのだと。まあ今回の案件はそういう風なことなんだということを言われておりますし、実際私の方も現地を確認をしましたところですね、確実に 4 つに分かれております。それでその 4 つに分かれとる、道路から 1 枚目 2 枚目とですね、これがこの申請地というようなこととなっております。それと念のために中山間地の直接支払制度に活用されているということから、その関係に詳しい方、ここの農地の関係に詳しい方という方に話を伺いましたところ、昔から、◇◇さんのお宅から県道までは田んぼが 4 枚あったと、途中で 2 枚にしたとか 3 枚にしたとか変動したところはないそうです。で、中山間地域の関係についても田んぼは 4 枚ということでなっているということでありまして。それは現地を見れば一目瞭然であろうと、こういう話をされておりました。で、まさにですね現地を見ますと、現地確認をしますと仮設にきちっとしたものが 4 枚、石垣を積んだ田んぼが 4 枚いうことでありますので、これは資料としてですね私の方へ送られてきた資料、図面、これは確かなものなんですか。それと当事者のですね、所有者の◇◇さん、◆◆さん、この方も 4 枚あるうちの一番端っこの 1 枚なんだと言われとる訳です。そうなってくるとですね、先程と同じことを言いますけども田んぼに詳しい昔からご存じの方も言われとることやりますと、この地図を信用して推進委員と農業委員が何を聞きに行くんですか。確実なものを持って行かないけん訳ですよ。これも前回間違えとったのと同じ案件ですよ。同じ間違いがある。名前を間違えて議案書の中身が全く違うという。今回も全くそういうことなので。でこれ

事務局	は◇◇さんと◆◆さんの方には、ここにずっと建てられると関係の方については、これは私も全く問題ないと思いますけども、これどの地図が正しいのかということで。地図を見ますともものすごいですよ、空いとるわけですよ。この一部と書いてある分もおかしいけど、再掲載してください。
8 番	失礼します。まだ分筆が行われてない、途中ということでこのような申請となっておりますのが1点です。××につきましては田んぼについては2筆あるということですが、これの方は地籍図ということでこちらの方の表記になっております。現況は2枚にはなっておりますが、地籍図ということであればこちらの方正しいものが付いております。実際に土地家屋調査士さんの作成した平面図が付いておりますが、そちらの方確認をさしていただきましたが、こちらに転記をさしていただいた形状にほぼ同じような状態で書いてあるという風になっております。
事務局	ということは田んぼ、いわゆる4枚あるうちの2枚を除外をして住宅建設の方に進めるということですか。
8 番	田んぼ、現況は2枚ということになっておりますが。 現地確認をされると、はっきり4枚というのがはっきりするんですよ。現地確認をされてないからそういうことになるんだと思うんですよ。現地行ってみれば確実に4枚、昔からそうなんだとはっきり言われとる。で、中山間地の方も4枚で入っとる。どっちを信用すればいいんだ。
事務局	4枚は田んぼの枚数です。で、地籍の筆というのは2筆分しかありません。これは法務局の方の、地籍測量した後のものですので、2筆というのは間違いありません。で、それは田んぼの枚数とは別の話です。
8 番	そうするとね、じゃあ土地の所有者の方と◆◆さんの方が言われとる話は合わなくなりますよ。除外申請したのは4枚のうちの1枚なんだと、道路脇の1枚なんだという話ははっきりされとる。それで現地確認をすると確かにそうだと。そうすると2枚あると必要以外の土地まで、田んぼまでその申請になる訳ですよ。
事務局	いや、除外はそれのうちの一部の400㎡です。ですので、今分筆をされている途中ですので、ここから、この筆の1筆のうちの一部のみを除外の申請、その後転用の申請にするということの書き方でございます。
8 番	この図面を見るとですね、1枚。
事務局	1枚のうちの一部です。
8 番	一部で、この図面のそういうの程一部を400㎡使われると。
事務局	そういうことです。
8 番	そうすると残りの面積についてはまたどうされるかという話がいきますよね。
事務局	聞いとる話であれば、◆◆◆◆さんのお父さんが耕作をされるという話は聞いております。
8 番	その話もされておりましたけども、この建物の建てるというのはそこを、ものすごい高さがあるんですよ、道路から。そこを建物のところだけ、だけえ400㎡ほど削られて。そうするとその後耕作をされるというのであれば、田んぼとして使われるのであれば。そこは削って、ようするに田んぼの一部を削ってやられるい

事務局	うことです。そうなっとなりますよ、そこに。
議長	進入路ということでここに書いてあるので、計画はそうようにされるのではないかと思います。
8 番	地籍については登記簿にそのままこれが登録されてますんで、線は変えられんですよ。だけえ 2 枚で 1 筆。2 枚で 1 筆という形で登記されとると思います。でこの図面が出とると。
議長	そういう話をされてないでしょう。土地の所有者とか◆◆さんに対してそういう話をされてないですよ、今のような話を。あくまでも 4 枚のうちの 1 枚を使つとるという話をされとるんで、そこは違いますよと行って話をせにゃあいけませんよね。
8 番	登記簿の元がこういう図面ですから 2 筆しかない訳です。それで 1 筆のうちの 400 m ² を使って、残りはまた耕作しますという形でええんじゃないでしょうか。元がこういう図面なんですから、構われんですわ。線を構うのはものすごい大変な作業なんです。だけえ構われんです、地籍の線ですから。
議長	ようするに土地の所有者と、いわゆる住宅を建てようとしとる方の思いと役場が違うと、そういうことですよ。
8 番	地籍の構図を取られて確認された方が一番早いと思います。
議長	4 枚あるうちの 1 枚、道路脇の 1 枚に建てるという話も両方がしとるということなんで、そうではなしに 2 枚目を除外して。
8 番	400 m ² ほど除外しますと。残りは田んぼとして管理しますということなんで。だけえ分筆登記をしてもらうんですよ、400 m ² 。いう格好になると思います。400 m ² だけ除外申請をしますと、後は農地ですよ。
議長	そういう説明をせにゃあいけんですね。説明はするんですが、そういう申請があった時にその辺の説明もやっぱりされるべきだろうし。
8 番	私らも長いことやってますけども、こういうのは結果あります。
議長	ただね、現地を見ると絶対 4 枚あるんですよ。
8 番	4 枚あっても線は 2 本しかないんです。そういう場合はよくあるんで。
議長	当事者の方が言われる分と図面が違うということなんで。ならそういう説明を、詳しい説明を町からされますか。
事務局	そうですね。持ってこられた方と話をさせていただきます。持ってこられた方は土地家屋調査士さんが来られておりますので、そちらの方に連絡を取らせていただきます。
議長	その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし)
4 番	ないようですので採決に入ります。7 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 8 番にまいります。高木委員さん、お願い致します。 失礼します。整理番号 8 番についてご説明します。先日日高委員さんと現場の

議長 推 9 番 議長 推 4 番 議長 2 番	方、現地の方を確認させていただきました。地図ご覧いただいたら分かりますが、浜田自動車道を上に見てそこからだらだらと川に向かって棚田形状のものが続いております、そこの一部に墓地を新しく、新しくというかこの★★さんというのは今、左側の地図の斜線のところから直線にずっと下の方にいったところに3つ四角がしてありますよね、ここがお宅です。実際にはここに今住まわれてなくて、千代田の方に住まわれております。古い、古いというんですか今ずっと山沿いの方に墓地はあるんですが、ちょっと古くなったんでこの低いところまで下ろして、墓参するのに都合のいいようにしたいということで申請が出ております。まあ墓地のことですので雨水等の心配もなく、実際にその下に畑を持っとられます。\$ \$ さんの方にも確認を取りましたが、特に問題ないということでございました。よろしくお願いします。 はい、ありがとうございます。先程7番の件で日高委員さんに、推進委員さんを忘れておりました。失礼しました。 問題ないと思いますので。 戻りまして日高英二さん。 よろしくお願いします。 はい、それでは意見質問等ありましたらお願いを致します。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。8番の案件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして9番にまいります。植田委員さん、お願い致します。 続きまして整理番号9番の案件についてご説明致します。場所については以前より、●●●●といいまして豚肉の加工販売を営んでおられる方でございます。場所は石見中央線の****、もしくは##の石見支店の後ろ側に当たりまして、左側には矢上高校の寮がございます、その位置に当たります。今回はまた会社の営業の上向きに伴いまして会社を大きくしたいというようなことから、そうすることによって大型の車が入ってくると、そうすると転回場が今のところないと、いうようなことからそれをいろいろ考えられまして今回の案件となりました。これは実際のところは田んぼでございますが、昭和51年頃にこの申請人の父でございます方が養豚をずっとやっておられまして、その際に田作も、農業もやっておられるんですがそういう倉庫が欲しいということで、田んぼを埋め立てて小屋を建てられて、現在に至っております。それで実際のところそれを今度は撤去して、底の方に転回場もしくは建物に、あと一部当たるかもしれませんがそういうところに転機したいという申請の案件でございます、今の建物もしくは宅地を元に戻すというのも非常に難しいんじゃないかなと考えたところでございます。顛末書も揃えておられる関係上、このまんま申請通りお願いをしたいところでございます。この案件についても21日に森脇推進委員と一緒に現地、
--	--

	もしくは土地所有者の方と面談さしてもらったり、会社の社長ともお話をさしていただいた経緯でございます。よろしくお願い致します。
議長	はい、森脇委員さん。
推12番	委員さんの言われた通りで、よろしくお願い致します。
9番	今植田委員の方から、この案件顛末書が出ていると言われたんですが、除外申請、追認の案件ということにならないんじゃないですか。
2番	すいません、実際書類を受け付け、提出される際にここに建物が建っておるということで、自然の農地の上に結果的にはあるということで、事前の書類として提出されたとお聞きしております。
9番	この除外申請が許可されるかはちょっと分かりませんが、例えば許可された場合、今度4条5条の申請を出される際に追認の案件で顛末書を付けられるということになるんじゃないでしょうか。
議長	これは何かある。
事務局	今回判断をするところでいいますと農地の除外申請ということであれば、そこに建物が建っていた場合なぜかというところのところでは顛末書的なものがないと説明はつかないと判断出来ます。で、先程も一回話をさせていただきました転用の許可が出るものにのみ除外が可能という判断であれば両方、この除外申請の時にも顛末書があるのでまた次の転用の許可申請の時にも同じようにその顛末書の要件ということで許可出来る判断になる材料のひとつということで添付をされている、添付が必要ではないかと判断は出来ると思っております。
議長	両方いるという解釈でええんか。
事務局	はい。
議長	その他ございませんでしょうか。
	(意見、質問なし)
	ないようですので採決に入ります。9番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
	続きまして10番にまいります。植田委員さん、お願い致します。
2番	整理番号10番についてご説明させていただきます。この10番の案件につきましても顛末書が添付されております。平成25年の2月頃に、後言います造成した際に一緒にやったという案件でございますので先に申し上げておきます。場所については、申請地より上から下に向いて下っておるのが道路としてみますと、この先はいつも言いますが※※※※から入った、2キロくらい入った位置に当たります。まっすぐ行くと今の、先程の5条申請の先に当たります。それでこの案件につきましては実際のところ××番地のところの田んぼを、造成を一部されようかなと計画されたところ、ついでだからということで××を併せて造成をされました。まあそういうことで顛末書が付いておるんですが、今回造成に当たっても実際のところもうそういうように宅地、住宅の中の駐車場等々でもうご利用いただいておりますので、まあこれもこのままでひとつ承認の方をお願い致し

議長 推12番 議長	ます。よろしくお願い致します。 はい、森脇委員さん。 よろしくお願い致します。 意見質問等ありましたらお願いを致します。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。10番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして11番にまいります。細貝委員さん、お願い致します。
3番	11番の阿須那の件ですが、これ阿須那の++++があるところから入っていったところがございます。今回申請が出ましたところは今斜線が引いてある場所なんです、納屋と墓地がもう既に出来ておりまして今回調べられましたらまだ登記がしてないということで、今回新たに登記するために除外申請を出して、認められましたらまた次申請を出すということでございましたのでよろしくお願い致します。
議長 推1番 議長	はい、ありがとうございます。山根委員さん。 ありません。よろしくお願い致します。 意見質問等ありましたらお願いします。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。整理番号11の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)
9番	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして12番にまいります。沖田委員さん、お願い致します。 12番についてご説明致します。この案件は昨日22日に推進委員の和田保人さんと一緒に現地確認、並びに■■さん立ち合いの元聞き取りをさせていただきました。地図で場所を確認をしてください。この地図、左側の地図で三日市、左側の三日市と書いてあります四差路がありますがこの真ん中を走っています道路が旧出羽商店街の高原へ続く道です。で、出羽の商店街がほぼ終わった状態のところがこの地図に出ておりまして、それから七神社の橋を渡ったところに今回の申請場所が出ております。申請人の■■さんが駐車場として使いたいということで□□□□さんからこの土地を譲り受けたいということで今回除外申請を出されました。もうこの土地は、現状がもう車が入れるような状態になっておりまして、工事的なことな何もしないでそのまま使わせてもらうということでしたので、先程事務局の方からありましたチェックシートを元に確認を致しましたが問題はないと思います。よろしくお願い致します。
議長 推7番 議長	はい、ありがとうございます。和田委員さん。 お願いします。 意見質問等ありましたらお願いを致します。

6 番	(意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。12 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 13 番にまいります。宮本委員さん、お願い致します。 それでは 13 番の件に入ります。まず地図見ていただきますと、現地は国道の皆井田、上に上がっていけば川本ですね、下の方は矢上の町になります。左側、こっちの方から行けば左側、あそこにガスセンターですか、JA のガスセンターがあるところの手前です。昔、それからこっちには昔工務店があったり \$ \$ \$ \$ と言って、その間の方の土地になります。それでこの▽▽▽▽さんと▼▼さんは親子関係の方で、こっちに自分の家を建てたいということで住宅の方の申請です。現地を 21 日に野田さんと見に行きましたがちょっとこれ田となつとるんですけども嵩上げをされてもう道路の面と平面となっております。それで▽▽さんに聞きますと、これはちょっと一からの田んぼではなしにもう家が建つとったのを壊して譲り受けたんだと、それで今回家を建てようと思ったら田んぼだいうんで除外の申請をすることで、自分が買った時には嵩上げがしてあって、それ以前のことはちょっと分からないいうことでしたので。実際見てもらえればフラットで道路と同じ高さになっておりまして、住宅を建てられるいうことで、ちょっと昔のことちょっと▽▽さんも分からないいうことでしたので、除外をよろしくお願い致します。
議長 推 14 番 議長	はい、ありがとうございます。野田委員さん。 問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。 はい、意見質問等ありましたらお願い致します。 ございませんでしょうか。
5 番	(意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。13 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 14 番にまいります。日野委員さん、お願い致します。 除外の 14 番の案件でございますが、場所は 3 条の 37 の申請地の所有権移転の件で申しましたので場所を申しませんけども、土地所有者の++++さんですが、事業計画者★★★★さんのお兄さんの奥さん、****さんはその長男、そして##さんは++さんの次男坊ということでこの 3 名は親子関係ということになっておりまして、長男★★★★さんのお兄さん※※さんがもう名古屋の方でお亡くなりになられて、現在★★★★さんはお父さんお母さんと、この中野で、今のお家で住んでおられる状況です。そしてお父さんも 92 才という高齢ですので、後は事業計画者の★★★★さんに土地を譲りたいということで今回除外申請を申請されておりますのでどうかこの案件についてよろしくお願いを致します。

議長 推13番 議長 5番 議長 5番 議長	はい、ありがとうございます。上田委員さん。 今の説明の通りで問題ないと思います。 意見質問等ありましたらお願いを致します。 これ下に、家の格好みたいに見えるんですがこれは家があるんですか。 除外のところには今もう家があります。 顛末書が付いとる。 はい。 意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし) それではないようですので採決に入ります。14番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして15番にまいります。説明は一緒にお願いしましょう。植田さん、お願いします。
2番	整理番号15番、16番については場所的に一緒ですし関係各所が一緒になりますので一緒に説明させていただきます。場所は元JRの車庫が濁川の下の方に見えます。今は\$ \$のバスの車庫として利用されておるところの、ちょっと上に向けて登っていくところでございます。以前****の残土置き場ということで説明さしてもらったその横でございます。今現在も耕作をされておりますが、これは〇〇〇〇の●●さんという方が耕作中の経緯でございます。申請人の◇◇さんは今回の案件とはまた別になるんですが、奥さんが◆◆◆◆の事務としてあこへ勤務されとります関係で住宅が、個人住宅が欲しいというようなことの流れからこの土地をどうだろうかということの運びと併せて、他に若干残りますのでそれについては今後◆◆◆◆が残土置き場に借りたいと、併せての申請になっております。今まで一応残土置き場として使っておったところが住宅建築によってちょっとなくなった関係で新たに今回の計画の一部となりました。場所的にも、今除外申請でございますが、申請の日によりは今年度も田作、米は作るということで聞いておりますので、除外申請なり転用が出次第それぞれ申請をしていただくような運びになります。よろしくお願い致します。それでこの案件につきましては21日に服部推進委員さんと一緒に現地を確認したり聞き取りをしたりして進めた経緯でございますのでよろしくお願い致します。
議長 推11番 議長	はい、ありがとうございます。服部委員さん。 説明された通りで補足等はございません。 意見質問等ありましたらお願い致します。採決は別々に行います。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) それでは15番から採決に入ります。15番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)

	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 16 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定を致します。 それでは報告の第 1 号に移ります。農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。これは皆さんでご覧になって意見質問等ありましたらお願いを致します。 (意見、質問なし) はい、よろしゅうございますか。 それではその他に入ります。 (その他) (1) 農業委員会に関する不祥事について (2) その他
--	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印